

2月の無料相談

※祝日は除きます

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日	13:00~16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		要望、苦情、意見など(担当職員)
司法書士相談	10日(水)	13:00~15:00		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制
行政書士相談	18日(木)	13:00~16:00		相続や契約(賃貸・売買・雇用・介護)などに関すること(行政書士) ※予約制
総合労働相談	12日(金)	13:00~16:00	広報広聴課	労働・社会保険関係、労務トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-226-3296)
土地家屋調査士相談	3日(水)	13:00~15:00	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)
行政相談	17日(水)	13:30~15:30	ながみね (☎内線2376)	国や法人・県に関する苦情、意見、要望(行政相談委員)
税務相談	2日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)
心配ごと相談	水・金曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター“さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00	青少年センター(ウラ2 8階) (☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日(水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45(13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)
結婚相談	4日・18日(木)、20日(土)	15:00~16:30	まちなか交流ステーション“ほっとOne” (☎879-8815)	結婚相談(県マリッジサポーター)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)
ひきこもり専門相談	16日(火)	10:00~12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。
精神保健相談(一般精神)	19日(金)	14:00~16:00		精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。
精神保健相談(老人精神)	2日(火)	14:30~16:30		
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
	一般相談(外国人相談を含む)	13日(土)		
	法律相談	12日・26日(金)	日曜休館	家族、夫婦、仕事など、男女を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制
	DVヘルプライン(電話相談)	25日(木)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)
		18日(木)	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力など、女性のさまざまな悩みごと

クーリング・オフできる?できない?”

消費生活センターから

☎823-3928

《相談事例①》

3日前に電話があり「カニはいかがですか」と電話があった。断るつもりだったが、話をしているうちに断れない状況になってしまい、1万円のカニを注文した。今日カニが届いたが、クーリング・オフしたい。

《アドバイス①》

電話で勧誘を受け契約しているので、契約書面を受け取った日を含め8日間はクーリング・オフができます。はがきに契約を解除する旨を書いて、両面のコピーを取り、特定記録または簡易書留で出し、商品は着払いで返送するよう助言しました。

《相談事例②》

新聞広告を見て電話をかけ、1万円のカニを注文したが、開けてみたら金額に見合うようなものではなかった。クーリング・オフしたい。

《アドバイス②》

新聞広告を見て、自分から電話をかけ申し込んでいたので、通信販売に当たり、クーリング・オフの適用

はありません。業者が設けている返品特約に従うことになります。返品について、記載がない場合は、商品が届いてから8日以内であれば送料を自己負担して返品することができます。紙面をよく確認するよう伝えました。

**豆知識①**電話勧誘販売で契約した場合、契約書面を受け取った日を含め8日間はクーリング・オフができます。相談①の場合、電話で承諾した段階ではまだ契約書面を受け取っていません。電話で承諾した日から数えるのではなく、契約書面が届いた時から8日間はクーリング・オフができます。

**豆知識②**折り込み広告、投げ込み広告、カタログ通販、インターネット通販、テレビショッピング、ラジオショッピングなども通信販売です。商品に瑕疵がある場合を除き、業者の返品特約に従うこととなりますので、申し込みに際しては、返品特約の確認が重要です。必ず確認するようにしてください。